

3 学校における食育の推進

食育基本法(平成 17 年7月 15 日施行)において、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」と述べられています。また、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」とも述べられており、特に子どもに対する食育は重要視されています。

食は命の源であり、私たちが生活していく上で楽しみの一つでもあります。現在、私たちの周りには、多くの食べ物があふれ、豊かな食生活を送ることができるようになりました。しかし、その一方で、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れを要因とする生活習慣病の増加や、若い女性のやせ傾向等の健康面での問題も指摘されています。また、農林水産物の生産や郷土料理などの伝統的な食文化に接する機会が少なくなったり、食を支える人々の活動や食文化への理解を深めることが難しくなったりもしています。加えて、食べ残しや賞味期限切れなどで廃棄される食べ物はわずかに減少傾向にあるものの依然として一定の割合で発生が見られるなど、食にかかる様々な問題が懸念されています。

食は単に空腹を満たせばよいというものではなく、健康のために栄養のバランスに配慮したり、食べ物がどのように生産され、どのような過程を経て食卓に届くのかについて理解を深めたり、食べることの楽しさや大切さに気付いたり、感謝の心を育んだりするなどについて様々な面から、子どもたちに考えさせることはとても重要です。

このような状況を踏まえると、児童生徒に対する食育については、家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。今後も、栄養教諭が中核となり、食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う児童生徒の食環境の改善に努めることが重要です。

(1) 食に関する指導

食に関する指導は、学習指導要領の総則に位置付けられています。学習指導要領の第1章総則の中で、食育の推進は、「体育科※(保健体育科)、家庭科※(技術・家庭科)、及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めること。※()は中学校」としています。今回の改訂で

は、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間が書き加えられました。これにより学校の教育活動全体を通じて食育の推進を行うということがより強調されました。そして食育を推進することで、食に関する資質・能力の育成を図っていくことになります。食に関する資質・能力については、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」の中の「現代的な諸問題に対して求められる資質・能力」の「健康・安全・食に関する資質・能力」として考え方が示されました。

〈健康・安全・食に関わる資質・能力〉

○健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

(2) 食育の推進体制

学校における食育は、各教科等の様々な場面において行います。全教職員が十分に連携・協力して、食の指導に関わることにより、児童生徒に対して、継続的かつ効果的な指導を行うことができるようになります。

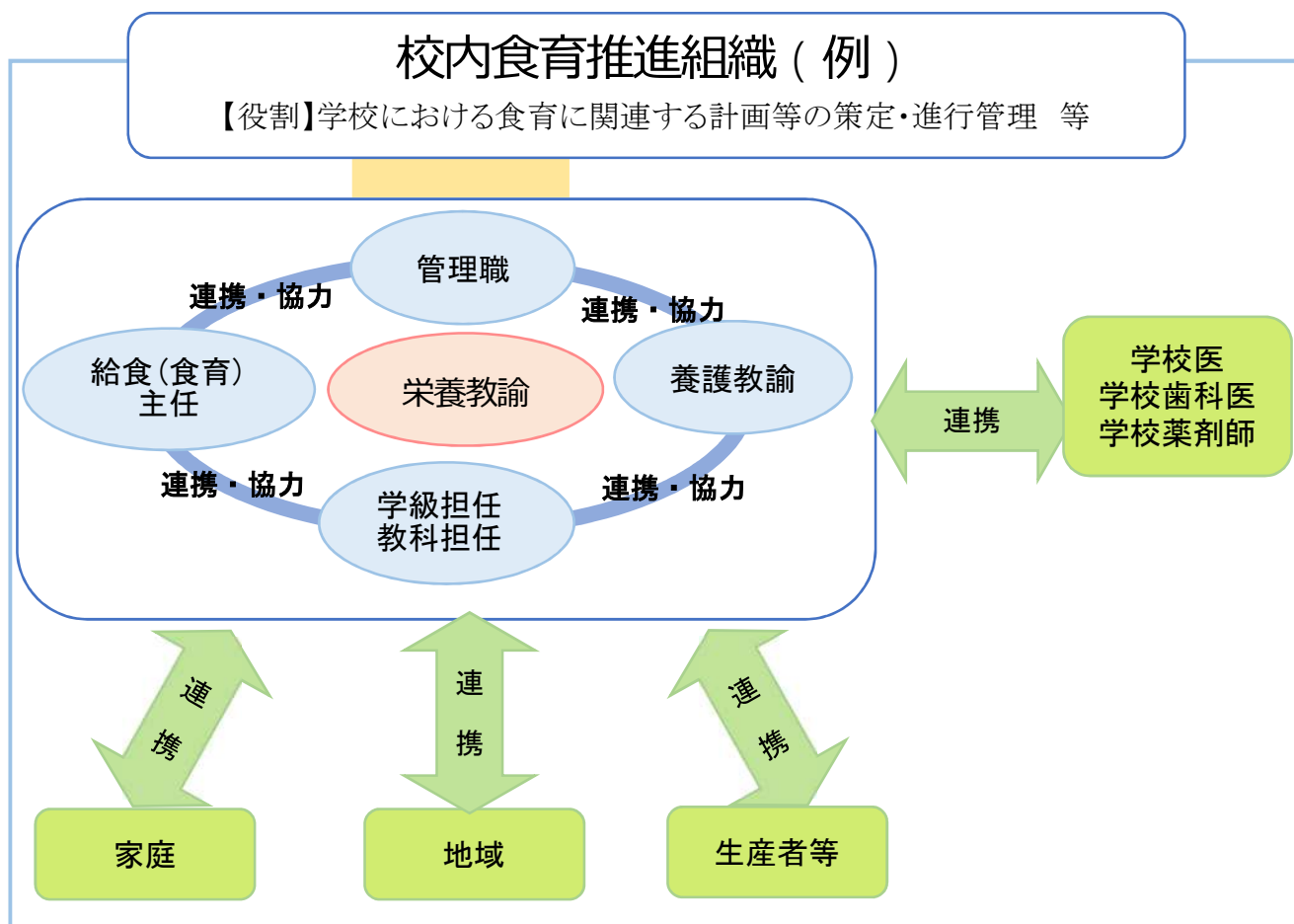
学校は一つの組織体であることから、指導を進めるためには体制づくりが必要です。体制づくりには、まず各学校における教育の方針や指導の重点などに、食に関する指導を位置付けます。その上で、学校における食育を担当する委員会を明確にするなど、校務分掌に位置付け、食に関する指導の推進体制を整えることが重要です。その際には、次の二つの方法が考えら

れます。

一つは、既存の組織を活用することです。各学校には既に学校保健委員会等が設置されています。これら既存の組織と兼ねて設置する方法です。ここには、校長、保健主事、給食(食育)主任、養護教諭、関係する教師のほかに、学校医等も参加しており、専門的な助言を受けることができます。

もう一つは、食に関する指導を重点的に考え、推進していく専門委員会を新しく立ち上げる方法です。例えば「食育推進委員会」といったような組織が考えられます。新しい組織は、健康教育に関わる教職員を中心としつつ、学校の状況に応じて構成メンバーを選びます。新しい組織においては、各教科等の指導計画や児童生徒の実態を踏まえつつ、栄養教諭が中心となって関係教職員と連携・協力しながら全体計画を作成し、全教職員の共通理解の下に、効果的な指導を推し進めることが求められます。

図1 校内食育推進組織(例)



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成29年3月)

(3) 食育のPDCA

各学校において食育を推進する際には、「計画(Plan)」「実践(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のPDCAサイクルに基づいて行います。PDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となります。

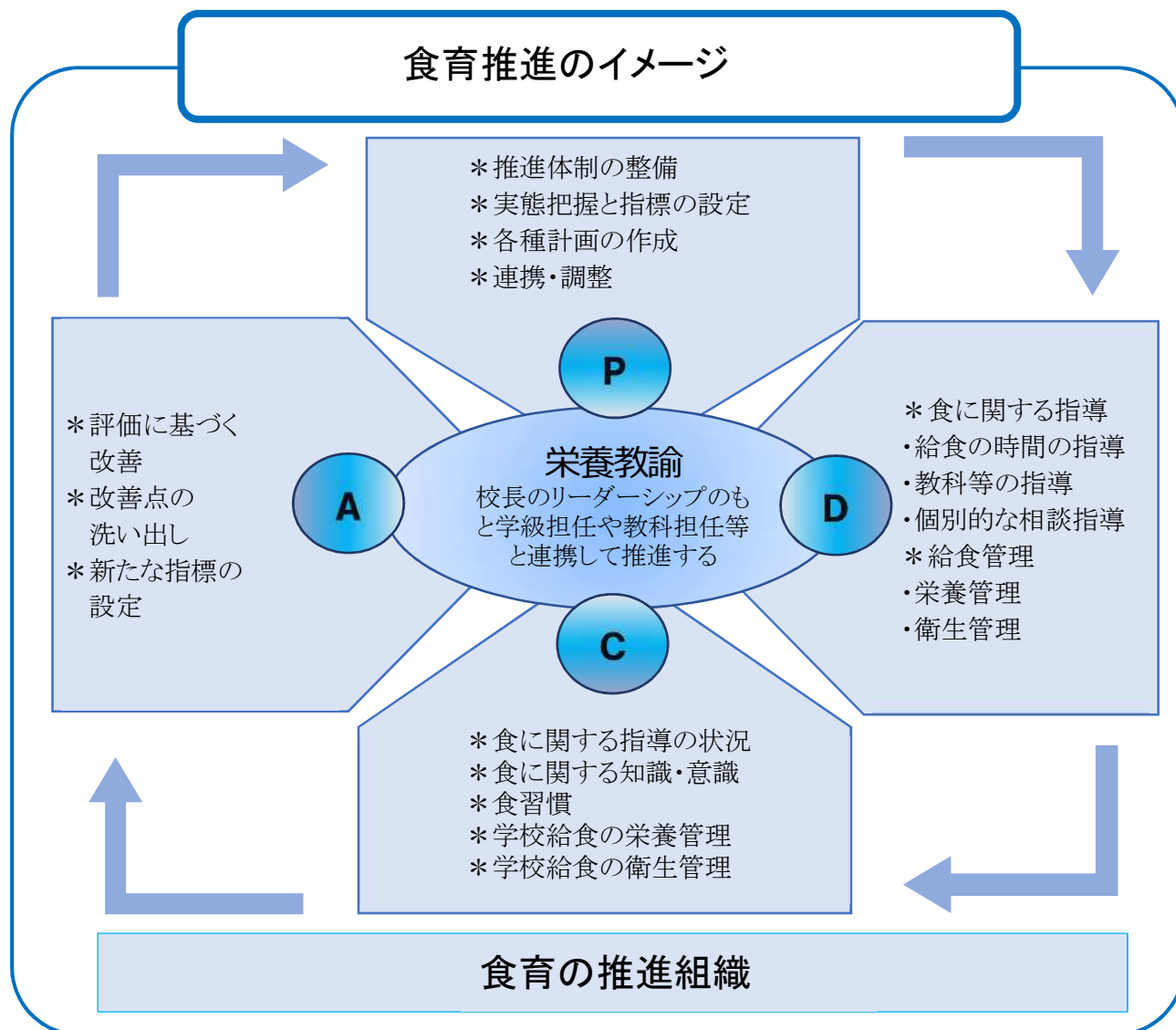
計画(Plan)とは、各学校や地域に適した食育を系統立てて実践(Do)するための準備の段階です。計画(Plan)がこの後に続く、実践(Do)や評価(Check)を決めます。学校における食育を実践(Do)し、その実践(Do)を振り返って改善(Act)していくためには、目に見える形での評価(Check)、すなわち、数値での評価(Check)も重要ですが、そのためには、計画(Plan)の段階で、実態把握を行い、食に関する指導の目標や評価指標を決め、実態把握の結果(現状値)から評価指標及び目標値を設定する必要があります。食に関する指導に関する計画等については、栄養教諭が学級担任や教科担任等と連携を図り、原案等を作成します。学校給食の管理に関する計画等については、栄養教諭がその専門性を生かして原案を作成します。作成された案は、食育推進組織の検討を経て、職員会議等で全教職員の共通理解を図り、計画(Plan)を決定します。

実践(Do)とは、計画(Plan)で立てた内容を実践(Do)する段階です。実践(Do)の途中でも、計画(Plan)で立てた目標の評価(Check)を行い、改善可能な課題を見つけた場合、年度途中であっても、計画(Plan)を見直し、改善(Act)します。実践(Do)では、教師がそれぞれの立場で子どもの変容をみとることも大切です。そして、そのみとりは評価(Check)に生かしていくことになります。

評価(Check)とは、計画(Plan)で立てた食に関する指導の目標が達成できたかを確認する段階です。評価(Check)の目的は、家庭や地域と連携しながら、実践(Do)した食育の内容を振り返り、計画(Plan)を改善(Act)し、子どもたちのためによりよい食育を実践(Do)することです。取組に対しては、すぐに成果が得られないものもあるので、継続的な取組と評価(Check)を行うことが大切です。

改善(Act)の目的は、評価(Check)の結果を踏まえて、計画(Plan)や実践(Do)を見直し、よりよい計画(Plan)を作成することです。評価(Check)が年度ごとと実践(Do)の取組ごとの評価があるように、改善(Act)も、それぞれの評価(Check)に伴い、年度ごとと実践(Do)ごとに実施します。また、保護者や地域等に評価(Check)の結果を公表し、相互理解を深め、連携体制を改善・強化し、次年度の計画(Plan)策定に生かします。

図2 食育推進のイメージ



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成 29 年3月)

(4) 家庭・地域・関係団体との連携の在り方

食育を推進するに当たり、第一義的な役割が家庭にあることは変わりありませんが、学校においても、校内食育推進体制を整備するとともに、学校が家庭や地域社会と連携、協働し、食育を一層推進していくことが求められています。そして、児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど家庭において食に関する取組を充実する必要があります。

また、児童生徒に地域のよさを理解させたり、愛着をもたせたりする上では、地域の生産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用したりして食に関する指導を進めることが、大変有意義だと考えられます。

(5) 家庭や地域との連携の進め方

① 児童生徒及び家庭の実態把握、課題や目標の共通理解

実態把握で明らかになった児童生徒の食に関する課題について、学校運営協議会等で情報を共有し、指導の目標を具体化するための協議を行います。食に関する指導の目標は、学校教育の重点目標として位置付けたり、学校評価の観点にしたりします。

② 学校の役割について

指導内容や活動の様子等について、家庭や地域に積極的に公開したり、情報を発信したりして、家庭や地域の理解や協力を得やすいようにします。

③ 家庭との連携の進め方

家庭で食に関する取組がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動等を積極的に行うことが大切です。

家庭の協力を得る方法として、授業で学んだことをまとめた学習ノートやワークシートを活用し、学習内容を家庭に伝えるとともに、家庭で実践したことを学校で確認する方法があります。家庭では、食に関する指導に基づいて判断したり、振り返ったりすることにより、家庭の食生活をよりよくしようとする意識を高めることができます。

④ 地域との連携の進め方

学校における食に関する指導を充実するためには、校区や近隣の人材や機関にとどまらず、広く地域と連携していくことが必要です。連携先は、学校独自で人材や機関を開発するだけでなく、学校運営協議会や地域学校協働本部のネットワークとも関連させて充実していくことが大切です。

ア 医療関係者等専門家との連携

児童生徒一人一人が食生活の問題や課題を改善及び克服できるように指導したり、保護者が抱えている問題や不安を解消できるように支援したりするためには、学校での個別的な相談指導だけでなく、家庭や地域、関係機関や学校医、地域の保健機関等の専門家とネットワークを構築しておくことや連携体制を整備しておくことが望まれます。また、食物アレルギーを有する児童生徒への個別的な相談指導や学校給食における個別対応に関する情報、助言を得るための連携も重要です。

イ 生産者や関係機関との連携

学校給食における地場産物活用を進めるに当たっては、生産者や関係機関、関係団体等と推進体制を整備することが重要です。その際、連携先に対して学校給食の意義や児童

生徒の食に関する指導への理解を進め、体験活動等の支援や協力を得ることで、食育の効果を高めることが可能です。

⑤ 校種間の連携の進め方

食育は、乳幼児期から青少年期までの発達段階に応じて適切に行われることや、地域全体の子どもの食に関する共通の課題の解決が重要であることから、地域にある幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園や小学校、中学校の間で連携した指導が行われることが望まれます。

ア 小学校・中学校と幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園との連携

地域の健康課題や幼児児童生徒の実態、指導の在り方を把握し、関連付けることを通して、それぞれの学校段階の全体計画を充実させたり、小中一貫としての共通のカリキュラムを作成したりすることができます。また、食物アレルギーを有する幼児児童生徒の校種間の情報を共有することも重要です。

イ 小学校・中学校と特別支援学校との連携

学校間の連携として、交流給食や家庭科、技術・家庭科(家庭科)の調理実習等、協同的な学習が考えられます。交流を行う際には、事前に実施内容を検討し、児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなど、交流及び共同学習が効果的に行われるようにします。事前に、食事に関する基本動作やコミュニケーションの持ち方等について、相互理解につながるよう指導を行うことが大切です。また、文通や作品の交換といった間接的な交流も含め、継続して行うことが大切です。

⑥ 成果・取組後の課題について

食に関する指導における学習の成果や取組後の課題について家庭や地域と共通理解を図るとともに、必要な改善を行い、連携・協働の輪を広げていきます。

4 食に関する指導

今回行われた学習指導要領の改訂を踏まえ、食に関する指導においても、指導の目標・内容が三つの柱に基づいて再整理されたこと、また主体的・対話的で深い学び、すなわちアクティブラーニングの視点とカリキュラムマネジメントが重視されました。学習指導要領の改訂は、情報化の進展やグローバル化、AIの登場など、10年後、20年後の変化が読めない時代に生きていく子どもたちに、必要な資質・能力を身に付けさせることや、本来子どもたちがもっている能力をさらに高めるために行われました。そして、学習指導要領の改訂を受けて「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」(平成31年3月文部科学省)が発行されました。